

令和 7 年 2 月

(第 2 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 7 年 2 月 25 日	午後 2 時 30 分
	閉 会	令和 7 年 2 月 25 日	午後 3 時 40 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員

3 欠席委員

鈴 鹿 委 員

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

中 村 学 校 教 育 課 長

杉 本 社 会 教 育 課 長

石 崎 文 化 財 保 護 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

瀬 津 総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 係 長

中 村 総 務 企 画 課 主 事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 報告事項

ア 令和6年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について

【中村学校教育課長の報告】

○ 調査目的、調査対象、調査方法、調査の実施については、資料に記載のとおりであり、京都市を除く府内公立学校の全児童生徒を対象にアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施しているもので、今回の2回目の調査は2学期に実施している。

続いて、結果の集計について説明する。

まず、認知の欄に記載しているのが、いじめの定義となる。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとされている。

法的には、学校生活の中で、児童生徒が「嫌な思い」をした回数が、「いじめの発生件数」となる。

そのため、京都府としては、いじめは日常的に非常に多くの件数が発生するとして、それらを早期に発見し、適切に対応するため、教職員や学校が認知した件数を増やすことが、いじめの重大化、深刻化を防ぐと考えている。

その認知したいじめについては、解消・未解消・重大事態の区分で集計し、未解消については、さらに見守り、要支援、要指導の3つの段階に分けて集計している。

重大事態は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める事態で、同項第1号では「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの」と定め、同項第2号では「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）」と定められている。

次に令和6年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について報告する。

まず、小中学校（義務教育学校含む）の調査結果から報告する。

調査人数は、小中学校在籍者の99.5%に当たる82,446人に調査を実施し、残り0.5%（427人）は未調査となっている。

小学校の認知件数及び解消・未解消件数について報告する。

認知件数は、7,615件で前年度同時期より87件減少している。

解消件数は、123件で認知件数の1.6%である。

未解消の区分では、見守りの状態が最も多くなっている。

小学校での重大事態は発生していない。

続いて、中学校の認知件数及び解消・未解消件数について報告する。

認知件数は、785件で前年度同時期より48件減少している。

解消件数は、24件で認知件数の3.1%である。

未解消の区分では、中学校でも見守りの状態がその大半を占めている。

中学校でも重大事態は発生していない。

発生率の児童生徒1,000人当たりの認知件数については、小学校は前年度同時期より1.3ポイント増加、中学校では1.1ポイント減少している。小学校で認知件数が減少した一方で発生率が増加した理由は、母数の児童数の減少幅が大きかったことによる。

続いて、いじめの態様について報告する。

小中学校ともに、前年度同様、①の「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる。」が最も多く、いじめの態様については、例年と同様の傾向を示している。

⑨の「その他」の主な内容としては、「あだ名で呼ばれる。」「注意の仕方がきつい。」「注意をしても聞いてもらえない。」「睨まれたり、避けられているように感じる。」等で、①から⑧に分類できないものである。

続いて、未調査者の状況について報告する。

小学校における未調査者の主な理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が183人で全体の約7割を占めており、前年度同期と同様の割合であった。

中学校における未調査者の主な理由にあっても、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が91人で全体の約半数を占めており、中学校においても前年度同期と同様の割合であった。

小中学校ともに、「その他」の主な理由は、「外国に在住している。」「病気・入院により調査が実施できていない。」等である。

次に、府立高等学校及び特別支援学校の調査結果について報告する。

資料4頁を御覧いただきたい。

調査人数では、高等学校は、在籍者の99.7%に当たる27,997人に調査を実施し、残り0.3%が未調査となっており、特別支援学校は、在籍者の99.2%に当たる1,785人に調査を実施し、残り0.8%が未調査となっている。

まず、高等学校の認知及び解消・未解消件数について報告する。

認知件数は162件で、前年度同時期より23件減少している。

解消件数は10件で、認知件数の6.2%となっている。

未解消の区分では、見守りが最も多くなっている。

続いて、特別支援学校の認知及び解消・未解消件数について報告する。

認知件数は70件で、昨年度同時期より1件減少している。

解消件数は10件で、認知件数の14.3%となっている。

未解消の区分では、特別支援学校においても見守りが最も多い。

1,000人当たりの認知件数は、高等学校は5.8ポイント、特別支援学校で39.2ポイントとなっており、いずれも前年度同時期より減少している。

重大事態は、高等学校で3件発生している。

1件目は、態様としては、①の「ひやかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」④の「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり

する。」⑤の「金品をたかられる。」に該当し、「いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。」1号事案として対応しているものである。

2件目は、①の態様に該当する「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」旨の訴えがあり、学校いじめ対策組織での対応を進めていたが、欠席が続き、欠席日数が累計30日に至ったことで、「いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」2号事案として対応しているものである。

3件目についても、①の態様に該当する「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」旨の訴えがあり、学校いじめ対策組織での対応を進めていたが、欠席が続き、欠席日数が累計30日に至ったことで、「いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」2号事案として対応しているものである。

特別支援学校での重大事態は発生していない。

続いて、いじめの態様について報告する。

高等学校では、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、⑨の「その他」の内容は、「見下すような視線を感じる。」「ごみを投げられる。」「近づくと嫌な顔をされる、避けられる。」等である。

特別支援学校においても、最も多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。」となっている。

続いて、未調査者の状況について報告する。

高校全日制における未調査の主な理由は、「進路変更（転学・退学）の途中で。」が35名で全体の約4割を占めているが、いずれもいじめが原因の転学・退学でないことを確認している。

高校定時制における未調査の主な理由は、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」が6名で全体の6割を占めている。

特別支援学校における未調査の主な理由は、「保護者や本人が調査に応じられない状況にない。」が6名で全体の約4割を占め、そのほかの理由としては、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」「病気、入院等により調査ができない。」となっている。

以上が、校種別のいじめ調査の集計結果の概要である。

資料5頁には、前年度比を掲載しているので御覧置きいただきたい

いじめについては、その時々が増減の要因を特定することは難しいが、京都府では従来から、いじめを初期の段階で丁寧に把握し、適切な対応により、早期解消を図ることを呼びかけており、各学校が積極的な認知に取り組んだ結果、今回も一定数の認知に結び付いたと捉えている。

今後においても、引き続き、児童生徒が互いに尊重し合い、いじめが起こりにくい学校づくりが進められるよう、府内への啓発、助言指導を行ってまいりたい。

【質疑応答】

○ 安岡委員

この調査はいつから実施しているのか。

○ 中村学校教育課長

平成25年度から実施している。

○ 安岡委員

調査開始から10年以上経過しているが、その間、いじめの件数、態様、内容等に変化は見られるか。

○ 中村学校教育課長

認知件数については、小学校は平成25年度以降最小となっており、中学校は3番目に少なく、高校は2番目に少ない件数となっている。

これが、いじめ自体が減ったのか、また、発生しているいじめを認知できている割合が減ったのかというところまでは把握できていないが、引き続きしっかりと認知することを指導する。

○ 千委員

いじめの態様では、⑤の「金品をたかられる。」、⑥の「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」、⑧の「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。」は、学年が高くなるほど増えるように思うが、調査結果を見れば、そうではないように見える。

○ 中村学校教育課長

件数としては小学生が多い。

しかし、小学生が捉えている金品には、金銭のほか、例えば、消しゴムを貸してほしいというもので幅広く含まれている。

○ 千委員

高校生は認知件数が少ないが、学年が上がるにつれて、言わない、認知されないという傾向はあるのか。

○ 中村学校教育課長

認知件数は、小学生が多いため、そうした傾向はあると思う。

また、小学生は、軽微なことも全て答えているため、件数は高くなる。

○ 小畑委員

京都府は、いじめを初期段階で積極的に把握して適切な対応につなげるということから、認知件数については全国的にも高いが、そうした中、未解消の中でも重い要指導件数を減少させるための対策も講じていかなければならないと思う。

○ 中村学校教育課長

認知自体を幅広く捉えることは重要であり、京都府としても従来から意識している。

そうした中で更に重要なのは、子どもたちが深刻な被害に遭わないようにすること、重大事態に至らないようにすることであるとともに、発生した場合は速やかに支援・指導し、いじめを解消させることであり、府内にしっかりと指導してまいりたい。

○ 小畑委員

いじめが起きないための教育又は指導等の取組状況はどうか。

好事例等、そうした取組を一緒に報告していただき、皆が共有することで更

なるいじめ防止につなげていけばどうか。

○ 中村学校教育課長

御指摘のとおりである。

文部科学省による、1年を通しての問題行動等調査があるが、その報告の際は、いじめ対策も含めて報告している。

○ 千委員

御意見のとおり、いじめのない学校づくりは必要であるが、それと同時に打たれ強い子どもを育てていただきたい。

○ 中村学校教育課長

府教育委員会においても、近年、学力だけでなく、認知能力と非認知能力を一体的に育成しようとしており、非認知能力の中で多様な人とコミュニケーションを図り、失敗や成功、挑戦や挫折を重ね、そのような経験が糧となると考えている。

○ 藤本委員

小中学校で重大事態が発生しておらず、また、認知も幅広く拾い上げられ、これらは日頃からきめ細やかに目を張り巡らせている結果であると思う。

一方、その中での課題や向き合い方であるが、これだけ増えてくれば、生徒指導等の教員のみでは対処できない時代となっており、当該学校内だけにとどまらず、ICT等を活用し、他府県の事例等も参考として、対処が難しい事例等は知恵を出し合って対応していく必要もあると思う。

イ 令和7年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」について

【中村学校教育課長の報告】

○ 表紙に『令和7年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」について』と題した資料を御覧いただきたい。

まず、策定趣旨であるが、「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」については、京都府が10年スパンの計画として「第2期京都府教育振興プラン」を設定していることから、このプランに示された基本理念を実現するため、毎年度、学校や地域社会などの教育現場において重点的に取り組むべき事項をまとめ、教育関係者に示すものである。

配付対象については、京都市を除く府内公立学校の全教職員、市町(組合)教育委員会、社会教育関係者、各校PTA等で、本年度内にこれらの方々に配付することにより、来年度当初の各学校の職員会議やPTAの会議等でしっかりと説明していただき、令和7年度 of 取組方針を確認していただくことを想定している。

○ それでは、「学校教育の重点」から報告するので、別冊の『令和7年度「学校教育の重点」』を御覧いただきたい。

1頁には、教育振興プランの基本理念、基本理念を実現するための6つの推進方策等を図式化して掲載している。

新たな点としては、近年の自然災害の発生を踏まえ、2つめの項目に学校の安全・安心に関する記述を加えたほか、最後の項目に「持続可能な改革」が重要であることなどを加えている。

2頁から12頁については、教育振興プランの推進方策を具現化するために大

切なポイントを掲載している。これらは従来、資料の後半に掲載していたが、大事なポイントが学校現場に明確に伝わるよう、今回から資料前半部に移動している。

2 頁については、学校段階間の連携・接続を円滑にすべき点などを記載しており、大きな変更はない。

3～4 頁については、学習指導に関する内容であるが、「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」の最新の結果等を踏まえて記載内容を充実させており、例えば、3 頁中段では、中学校数学の学力の伸びに課題が見られたこと、非認知能力と学習方法については相互に関連性が見られたこと、課題解決型の学習に取り組んだ児童生徒ほど非認知能力に高まりがみられたことなどを記載している。

5～6 頁については、生徒指導に関する内容であるが、5 頁の「大切にしたいこと」の2 つ目に記載しているとおり、従来のリアクティブな生徒指導、起こってからの生徒指導に加えて、プロアクティブ、起こる前の生徒指導が重要になり、こうした観点で全体の記述を更新・充実させている。

7 頁については、特別支援教育に関する内容であるが、特別な支援が必要な児童生徒が急増している状況を踏まえ、「全ての教師による特別支援教育」が重要であることや、学校段階を跨ぐ移行期の支援の重要性等を強調している。

8 頁については、幼児教育に関する内容であるが、逆三角の図で強調しているとおり、「第一学年はゼロスタートではない」ということで、学校段階間で子どもの学びや育ちの連続性・一貫性を重視して取り組むべきという点を強調している。

9 頁については、ICT 教育に関する内容であるが、「現状」の2 項目に記載しているとおり、ICT 活用の経験と有効性が主体的・対話的で深い学びにつながることを強調している。

10 頁については、健康・体力に関する内容であるが、従来から大きな変更はないが、「スポーツごころ」をキーワードにして、体力の向上とともに、運動の楽しさを実感できるような実践が重要である点を提示している。

11 頁については、人材育成に関する内容であるが、児童生徒だけでなく教員も個別最適・協働的に学ぶことが重要であり、従来からの「OJT」や「Off-JT」のみならず、教員同士で学び合う「OJL」の重要性を、具体例を挙げて記載している。

12 頁については、社会教育との連携に関する内容であるが、従来は「現状」のところで、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を整備している学校の割合が増えていると記載していたところ、持続可能な体制の構築や地域間格差などが課題になっていることを追記しており、また、右下には防災の観点を加えている。

13 頁以降には、具体的に取り組む施策等の一覧を掲載しており、施策の進捗や情勢変化等を踏まえて記載内容を更新している。

【杉本社会教育課長の報告】

○ 続いて、「社会教育を推進するために」について報告する。

策定趣旨等は先ほどの説明のとおりである。

その内容等については、全体の構成として、今年度同様に「生涯学習」「家

庭教育」「地域社会」「人権教育」の4つの柱で、それぞれの目標や方向性、取組を示し、また、4つの柱に跨る活動の1つである「子どもへの支援の充実」を「子どもとともに進める活動の充実」に変更している。

また、教職員や府民に社会教育について広く周知するため、昨年度に引き続き「概要版」を作成している。

それでは、『令和7年度「社会教育を推進するために」』と題した緑色表紙の別冊を御覧いただきたい。

表紙には、学校・家庭・地域が連携して取り組んでいる社会教育事業で、社会教育が取り組む4つの柱から1枚ずつ写真を掲載している。

1頁については、教育振興プランとの関連性を示し、京都府の社会教育が目指す方向性を説明しており、変更点としては、一番下の「P3～6のマーク等について」の枠内の「手を取り合っているマーク」について、「子どもへの支援の充実」としていたところ、子どもを支援対象から社会づくりを進めていく一員として見ていく観点から、「子どもとともに進める活動の充実」に変更している。

2頁については、京都府の社会教育が目指す「生涯学習社会の実現」に向けた取組について、概念図で分かりやすく表記した。

社会教育が目指したい、学校や地域における様々な方々との「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」について、その望ましい循環により、地域における多様な学びや活動を充実させ、その学びを次の活動に活かしていくという、「人がつながる地域づくり」の在り方を目指したい地域の姿としてシンプルにまとめ、その実現に向けて4つの柱「生涯学習の振興」「家庭の教育力の向上」「地域社会の教育力の向上」「人権教育の推進」に取り組むという図を掲載している。

変更点としては「家庭」を追加している。

3頁から6頁までは、4つの柱の中身を載せている。

各柱の構成については、左上に「目標」を端的に示し、左下には「京都府の今」として、データを「京都府民の意識調査」等から掲載し、その数値をどのように判断し、対応していくのかの説明を記載し、事業推進の根拠としている。

また、「目標へのアプローチ」として項目を立てて方向性を示し、その方向性ごとに府教委が取り組む具体的事業を整理して記載している。

また、各柱の中で、特に積極的に取り組むアプローチに電球のマーク（重点項目）、「子どもとともに進める活動の充実」に該当する項目に握手のマークを記している。

そのほか、教育振興プランとの関連を具体的対応の各項目末尾に番号として記載している。

さらには、参考となる冊子等への二次元コードも掲載している。

続いて、7頁を御覧いただきたい。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進である。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進については、推進啓発のため、前年度同様に学校教育と揃えて掲載し、両輪をアピールしている。その下には、具体的事例として、令和4年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰被表彰団体の取組を

掲載し、右下の部分には、一体的推進が進むことによる一例として、防災教育の内容を追加している。今後、大地震などの災害が起こる可能性が高まっており、日頃から地域と学校の連携・協働を進めることが、いつ、どこで起こるかわからない災害時の円滑な対応につながるものと考えている。

続いて、概要版を御覧いただきたい。

社会教育とは、どんな内容か、どんな方向性で進めることが大切なのか、学校教職員や多くの府民に興味を持って知ってもらうことを狙いとして、概要版を作成している。

地域のつながりや学びを生み出す主体は自分自身であること、つまり、社会教育が「自分事」であると気づいてもらうきっかけづくりを進めたいと考えている。

その主な内容は、冊子版を基に記載する情報を絞り、社会教育が目指すことを伝え、二次元コードを活用し、すぐに冊子版の情報にアクセスできるようにしている。

これらは、社会教育関係者及び学校関係者等に配付し、京都府の社会教育への理解を図り、より幅広い世代からの主体的な参画を目指していきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

地域社会の教育力の向上においては、例えば、学校が地域社会と一緒にって取り組むなど、教育への仕掛けを施さなければいけないと考えるがどうか。

○ 杉本社会教育課長

主体は、地域で活動する社会教育の指導員や公民館等主体施設の運営者がメインであり、教育委員会としてはそれらの方々を対象に研修会を実施し、学校教育との連携も含めた取組について、京都府の方向性等の説明を行い、府内全域に浸透するようにしている。

○ 小畑委員

家庭の教育力の向上については、学校が保護者を集めて研修会等を行うということか。

○ 杉本社会教育課長

P T Aと連携しながら行っている。

○ 前川教育長

P T Aについては、京都府全体の活動組織、また、その中に各地の活動組織があり、それぞれ各段階で研修会等を開催するなどして活動していただいている。ただ、社会教育を極めていくということは難しく、今のやり方で良いのか考えていく必要もある。

○ 藤本委員

両冊子とも図式化等で工夫するなど、非常に分かりやすく作成されている。

一方、この冊子は全教職員に配付されるものであるが、本当に活用されなければ、絵に描いた餅になる。

この中身は、学校のリーダーである校長がしっかりと把握しなければならないが、そこで止まるのではなく、教職員もこの中身をよく理解して実践的な計画を立てるなど、少しでも生かしていただきたい。

○ 前川教育長

委員御意見のとおり、しっかり浸透して活用されなければ意味がない。

こうした重点等は、年度当初に全学校長が集まる会議や研修会等で説明するほか、各学校においても、職員会議で校長がしっかりと説明しているが、そこからの浸透度合いが課題であり、その辺りは学校の管理職等にしっかりと指導していきたい。

○ 安岡委員

毎年度、新しく作成された冊子を見ているが、最近はよりビジュアル的になり、大変見やすく、文書も簡潔に書かれ、頭に入りやすくなっている。

また、社会教育の冊子には、令和7年度の重点項目にマークが付いているように、掲載の仕方として、前年度と変わった事項や新規取組事項をクローズアップして掲載した方がより分かりやすく、より浸透しやすいのではないかと思う。

○ 小畑委員

「学校教育の重点」の冊子11頁に、「人材育成に関わって」とタイトルが標記されているが、育成の対象者が分かりにくいので「教員の人材育成に関わって」とした方が良いのではないか。

○ 藤本委員

「学校教育の重点」の冊子9頁に掲載されている「ICTの効果的な活用」についても重要であるが、メリットとデメリットを含め、従来型の学習とセットで掲載した方が良いようにも思う。

○ 中村学校教育課長

冊子1頁の「令和7年度に大切にしたいこと」の中で「学び合うという学校の営みを大切にしながら、これからの学びを支えるICT等を効果的に活用」と両方とも大事ということを記載しており、この趣旨がしっかり伝わるようにしていきたい。

(3) 議決事項

ア 令和6年度京都府指定等文化財の指定等について

【石崎文化財保護課長の説明】

- 令和7年1月23日、京都府文化財保護審議会に諮問したところ、令和7年2月10日開催の文化財保護審議会において、資料3・4頁に掲載の文化財を京都府指定文化財に指定するよう、答申をいただいた。

その令和6年度京都府指定文化財は、建造物1件、美術工芸品4件、名勝1件の合計6件である。

資料5頁～7頁を御覧いただきたい。

建造物1件は、5頁上段に掲載の京都府右京区に所在する梅宮大社9棟である。

同建造物は、平安時代に創建され、江戸時代、元禄期に再建された本殿を中心に社殿配置を今日まで伝えてきたことが高く評価され、歴史的価値の高い建造物群である。

続いて、美術工芸品4件を説明する。

1 件目は、5 頁下段に掲載の南丹市蔵の紙本著色小出吉政及び夫人像 2 幅、園部藩小出氏歴代藩主及び夫人像 15 幅である。園部藩歴代藩主及びその父母を描いた本作は園部藩の歴史を示す史料価値だけでなく、作画を手掛けた狩野派の動向を伝える美術史的価値、また、菩提寺による賛が描かれるなど、藩主像製作という文化事象を考える上で貴重である。

2 件目は、6 頁上段に掲載の醍醐寺蔵の水晶宝がん入り木造阿弥陀如来立像である。蓮のつぼみを象った水晶の中に像高約 5 センチの阿弥陀如来立像を封入したものであり、茎は立体パズルのような複雑な構造をしており、鎌倉時代慶派仏師の作である可能性が高く、類例のない仏教美術作品として貴重なものである。

3 件目は、6 頁下段に掲載の宝蔵院蔵の全蔵漸請千字文朱点と貝葉堂関係資料である。全蔵漸請千字文朱点は鉄眼版一切経の納入記録簿であり、貝葉堂関係資料は鉄眼版一切経の版木の作成やメンテナンスの記録などであり、日本の仏教に大きな影響を与えた鉄眼版一切経について、詳細を知ることのできる貴重な書跡・典籍である。

4 件目は、7 頁掲載の考古資料で大山崎町蔵の鳥居前古墳出土品である。鳥居前古墳は国指定史跡であるが、本資料は埋葬施設から出土した副葬品で、鏡・玉・武器・武具・農耕具が揃っており、古墳時代前期から中期への過渡的な時期の史料とし貴重であり、古墳時代の地域社会や政治史を考える上でも重要な価値を有している。

名勝 1 件は、7 頁下段に掲載の名勝妙喜庵庭園である。千利休作の茶室・国宝待庵並びに重要文化財書院、名月堂、山門 4 棟の建造物とこれらを取り巻く露地庭園を併せた範囲で庭園は大きく 3 つの区域に分けられるが、明確な区分なく、全体として調和のとれた空間を形成し、室町時代末期以降に作庭され、細かな改変はあるものの代々受け継がれた庭園であり、名勝として貴重な価値を有している。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告